

○東成瀬村むらづくり推進委員会設置要綱

令和4年1月20日

告示第7号

(設置)

第1条 総合的なむらづくりの基本方向を示す東成瀬村総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び推進に関し、広く関係者の意見を反映させるため、東成瀬村むらづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の掲げる事項について意見を述べ、提案及び検証等を行う。

- (1) 東成瀬村人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 東成瀬村総合計画の策定、推進及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、村の実情に通ずる者で、次の各号に掲げるもののうちから村長が委嘱する。

- (1) 産業界における団体の役員及び職員
- (2) 行政機関における団体の役員及び職員
- (3) 教育機関における団体の役員及び職員
- (4) 金融機関における団体の役員及び職員
- (5) 労働団体における団体の役員及び職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初が開催される会議は村長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。ただし、委員長が

必要と認めたときは、持ち回り審議により委員の意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(東成瀬村総合戦略検証委員会設置要綱)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

東成瀬村総合戦略検証委員会設置要綱（平成29年東成瀬村訓令第19号）